

経済産業省

平成 15・08・13 原院第 1 号

平成 15 年 8 月 29 日

電気主任技術者免状を学歴又は資格及び実務の経験により交付する際の実務経験年数の取扱いについて

経済産業省原子力安全・保安院

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の表中、免状の種類が第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状及び第三種電気主任技術者免状についての「実務の経験」における「実務の内容」及び「経験年数」について、以下のとおり定める。

1. 「実務の内容」は、電気工作物を設置した又は設置しようとする事業場における保安規程に基づく業務（電気工作物の工事、維持又は運用に係る業務）であって、申請者の役職に割り当てられた業務を行った場合とする。
2. 「経験年数」は、1. の業務に日常的かつ継続して従事した期間とする。